

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年8月3日認可した。

平成21年8月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）植田田井地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大道下地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中道地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）百々地区